厚生労働大臣が定める掲示事項

（令和８年９月１日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

●基本的な掲示事項

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてお申し出ください。

保険外負担（自費）に関するご案内

当院では、保険外・自費診療の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。各種文書料や自費診療の詳細な料金等につきましては、院内掲示をご覧いただくか、受付へお尋ねください。

なお、衛生材料等の治療行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は認められていません。

先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、患者様のご希望により先発医薬品の処方を希望される場合は、薬価の差額の４分の１相当を「特別の料金」としてご負担いただきます。

●地方厚生局への届出一覧

基本診療料

機能強化加算

時間外対応体制加算１

電子的診療情報連携体制整備加算２

特掲診療料

別添１の「第９」の１の（３）に規定する在宅療養支援診療所

在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料

医科点数表第２章第１０部手術の通則の１６に掲げる手術

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５

その他の届出

酸素の購入単価

●施設基準に基づく個別の掲示事項

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスを活用した診療を行っています。

機能強化加算について

当院は「かかりつけ医」として以下の取り組みを行っています。

＊他の医療機関の受診状況や処方されているお薬を把握し、必要なお薬の管理を行います

＊必要に応じて、専門の医療機関をご紹介します

＊健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます

＊介護・保険・福祉サービスの利用等に関するご相談に応じます

＊診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証確認に対応しております。患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報を取得・活用することにより、より質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

時間外の対応について

当院では、継続的に受診されている患者様からの電話等によるお問い合わせに対し、診療時間外においても対応できる体制を整えております。

緊急時や、体調の変化等でお困りの際は、お電話にてご連絡ください。なお、やむを得ず電話に出られなかった場合は、速やかにコールバックいたします。

明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

一般名処方について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、商品名ではなく有効成分の名称（一般名）で処方する場合がございます。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

なお、医療上の必要性があると認められない場合に、患者様のご希望により先発医薬品（長期収載品）を使用する場合には、後発医薬品との価格差の一部を患者様にご負担いただく「選定療養」の対象となります。

在宅療養支援診療所について

当院は、在宅療養支援診療所として届出を行い、患者様が住み慣れた地域で安心して在宅療養を続けられるよう、２４時間の連絡・往診・訪問看護の体制を確保しています。

外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療現場で働くスタッフの処遇改善に積極的に取り組んでおります。本加算は、看護職員をはじめとした医療従事者の賃金改善を目的として設けられたものです。患者様のご負担が一部増加しますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。